

河川整備基本方針と整備計画の関係に関する論点の整理

この問題は委員会発足の当初からたびたび問題点として表面化していたもので、とくに第 26 回流域委員会（2005/10/7）第 28 回流域委員会（2005/11/8）では、茂木立委員による法律的な検討をはじめ具体的な問題点が複数の委員から提起された。

以降の WT 等での議論を含めて、主な論点は以下の通りである。

「河川整備基本方針」とは何か？

- ・期限の定めのない超長期的な目標の精度をどのように求めるのか？（いわゆる「構想」とどちらが現実性を有するか？ “ 棚上げ論 ” を主張する専門学者もある。実現可能性と精度）
- ・期間を明示しない方針に、治水対策の “ 担保 ” 性はどこまで求められるか？
- ・基本方針に達成目標期間を付与すべきか？

基本方針で定めるべき事項に関して

- ・河川法施行令 10 条の 2 に定める（イ）の「基本高水ならびにその河道及び洪水調節施設の配分に関する事項」の中身をどこまで記載するべきか？（基本方針段階で 3 つの選択肢を確定する必要はあるかどうか？）
- ・将来における基本方針の見直しやローリングの必要性について言及するべきかどうか？

整備計画に関して

- ・整備計画の計画期間は、なぜ 30 年か？
（根拠は？ 河川砂防技術基準の記載の拘束力？ 30 年の長期計画は妥当か？）

基本方針、整備計画策定における県の「自主性」と国の「関与」のあり方

- ・2000 年 4 月施行の地方分権一括法以降の効力と国の関与
- ・「兵庫県地方分権検証事業報告書 県土整備部」の記載
「県が管理する河川については、当該河川の実情に応じた自主的な管理を行うために、流水占有許可等の国の関与は、必要最小限にとどめるべきである」

改正河川法はなぜ、基本方針と整備計画の「2段階計画」になっているのか？ ホンネはどこに？